

(2) 小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正の概要

A. 食事の提供に要する費用の取扱いの変更

1 改正の背景

法の改正により、幼稚園、保育所等の保育料が令和元年10月から無償化されることとなりましたが、子どもの給食の材料に関する費用（給食費）については、無償化の対象外となるため引き続き保護者の負担となります。

これまで、保育を利用する3歳児クラス以上の子どもの副食材費の部分については、主食の分は保護者の方が持参をするか提供費用を施設に直接お支払いいただき、副食の分は市にお支払いいただいてきた月額保育料から保護者に代わり市が施設に対して毎月お支払いしていました。10月以降の給食費の支払方法は、主食費と副食費ごとに施設が設定する額を直接施設にお支払いいただく形になります。（主食は持参の場合もあります。）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が改正され、教育・保育施設が利用者負担額の支払を受けることができる費用に、副食の提供に要する費用が追加されたため、本市の規則も国の基準に従い改正するものです。

2 改正の内容

新たに、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（※2）（3歳児クラス以上の子どもに限る。）に関する副食の提供に要する費用についても、教育・保育施設において、保護者から支払を受けることができることとします。

また、次の①又は②に該当する場合は、支払は不要とすることとします。

①次のア又はイに掲げる子どものうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれア又はイに定める金額未満であるものに対する副食の提供

ア 法第19条第1号第1号に掲げる小学校就学前子ども（※1） 77,101円

イ 法第19条第1号第2号に掲げる小学校就学前子ども（※2） 57,700円（ひとり親等世帯にあっては77,101円）

②次のア又はイに掲げる子どものうち、小学校就学前子どもで対象施設（※3）に入所等している子ども又は小学校第3学年終了前相当の子どもが同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれア又はイに定める者に該当するものに対する副食の提供

ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（※1） 小学校就学前子どもで対象施設（※3）に入所等している子ども又は小学校第3学年終了前相当の子どものうち、3番目以降に該当する者

イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（※2） 小学校就学前子どもで対象施設（※3）に入所等している子どものうち、3番目以降に該当する者

※1…満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外の子ども（3～5歳の幼稚園児など）

- ※2…満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病などの事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども（3～5歳の保育園児など）
- ※3…認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援

3 施行予定日

令和元年10月1日

B. 市長が認めた場合における連携施設の確保義務の緩和など

1 改正の背景

喫緊の課題となっている待機児童の解消に向けて、特定地域型保育事業者の連携施設の要件緩和などの措置により、事業者による積極的な事業開設を促すため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が改正されました。

今回の改正条項については国の基準に従って定める事項にあたるため、同府令で定める基準に倣い改正しようとするものです。

2 改正の内容

特定地域型保育事業者は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、特定地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」といいます。）を適切に確保しなければならないとされています。

しかし、連携施設の確保が著しく困難であって、必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、平成27年4月1日から5年間（令和2年3月31日まで）は連携施設を確保しないことができることとされています。

こうした中、全国的には連携施設の要件を全て満たした事業者が半数にも達していない現状から国の基準において、以下のとおり緩和措置が拡充されますので、本市においてもこれに倣い基準を変更します。

- (ア) 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、令和7年3月31日まで連携施設を確保しないことができることとします。
- (イ) 市は特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、下記①及び②の要件を満たすと認める場合には、特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所以外の場所において代替保育を提供する場合にあっては、小規模保育事業（A型、B型）又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型者等」といいます。）を、特定地域型保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合にあっては、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者をそれぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとします。
 - ① 特定地域型保育事業者と代替保育を提供する者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。
 - ② 代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (ウ) 特定地域型保育事業者による卒業後の受け皿の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設であって、市が適当と認めるものを卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として確保することを条件に、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができることとします。
- (エ) 満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業について、市が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができることとします。

3 施行予定日

令和元年10月1日